

平成29年9月13日(水) 日本産婦人科医会記者懇談会

成育基本法について

日本産婦人科医会副会長
日本医師会常任理事
今村定臣

成育基本法(仮称)検討の経緯①

小児保健法の提案

- 平成16年3月 日本医師会乳幼児保健検討委員会答申(要約)
現行の医療保険制度、母子保健法、学校保健法、児童福祉法、予防接種法等の子どもの健康・育成に関する法律を参考にして、少なくとも医療・保健・福祉を包含した子どものための総合的社会支援制度が必要であると考えた。
- 平成18年3月 日本医師会乳幼児保健検討委員会答申(要約)
小児科連絡協議会(日本小児科学会・日本小児科医会・日本小児保健協会)にて小児保健法(仮称)のあるべき姿が検討され、その結果を踏まえ、小児保健推進のための方向性として示した。

成育基本法(仮称)検討の経緯②

子ども支援日本医師会宣言

- ▶ 平成18年5月
「子ども支援日本医師会宣言」に
「小児保健法の制定」を明記。

子ども支援 日本医師会宣言

日医は子ども支援の先頭に立ちます。

わが国では少子化が急速に進行し、その対策はいまや世界における最優先課題になっています。日本医師会は、母と子に関する医療・保健・福祉環境の整備等を推進し、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、ここに妊娠・出産・子育てに関する「子ども支援日本医師会宣言」を行います。

2006年5月16日



社団法人日本医師会

3

3

JAPAN MEDICAL ASSOCIATION

日本医師会は子ども支援の先頭に立って、以下の施策に積極的に取り組みます。

1. 妊娠を望む人たちへの支援

- ① 不妊・不育治療の充実
- ② カウンセリング機関の整備

2. より安全な妊娠・出産に向けての医療環境の充実

- ① 妊産婦死亡、围産期死亡減少のための围産期ネットワークの構築
- ② ハイリスク妊娠の選別と対応する地域医療システムの構築
- ③ 分娩施設における産産期医療スタッフの充実
- ④ 母子感染予防対策の充実
- ⑤ 無過失補償制度の確立



3. 満足できる妊娠・出産に関する社会環境の整備

- ① 出産一時金増額の実現
- ② 若年妊婦と就労妊婦への支援

4. 子どもが育ちやすい医療環境の充実

- ① 乳幼児医療費助成制度の拡充
- ② 15歳までの医療費1割負担の実現
- ③ 小児救急医療体制の整備
- ④ ベリネタルビジット(周産期小児保健指導)・乳幼児健診、育児相談の充実
- ⑤ 予防接種の充実と接種率の向上
- ⑥ 子どもに関する難治性疾患治療及び先端医療の充実
- ⑦ 子どもに対する臓器移植の推進



5. 子育てに関する社会環境の整備

- ① 病児保育の充実
- ② 保育所、幼稚園への協力
- ③ 子育てサークルや子育てサロン等との連携と支援
- ④ 子育てをしている親の就労環境の整備
- ⑤ 子育てで専念している親への支援
- ⑥ 同じ年頃の子どもたち同士で遊べる環境の整備への支援
- ⑦ 虐待の予防と早期発見
- ⑧ 子どもへの権利に関する条約に基づく環境整備



6. 学校保健の充実

- ① 生命を尊重する心を育む取り組み
- ② 性教育、性感染症予防対策の充実
- ③ 読書教育の推進
- ④ 生活習慣病対策
- ⑤ 心の健康への取り組み



7. 障害児への支援

- ① 医療的ケアの充実
- ② 長期入院療育児の後方ベッド確保の推進
- ③ 特別支援教育への協力

8. 政府等関係各方面への協力と働きかけ

- ① 産科医、小児科医、助産師の不足と偏在を解消する施策の推進
- ② 子どもへの胎児期を育成するための施策の推進
- ③ **小児保健法の制定**
- ④ 妊娠・出産・子育てに対する税制の推進



子ども支援 日本医師会宣言

※現在は成育基本法と追記

4

JAPAN MEDICAL ASSOCIATION

成育基本法(仮称)検討の経緯③

小児保健法(仮称)の提出

- 平成20年3月 平成19年度日本医師会小児保健法検討委員会にてさらなる検討を重ね、答申として「小児保健法(仮称)」を日本医師会に提出した。

小児保健法制定を目指した活動

- 平成20年1月に答申を受けた日本医師会は、同月より、当時の政権与党に対するロビイングを開始。
- 自由民主党国会議員(厚生労働部会メンバーが主体)、小児保健法検討委員会委員、日本医師会役員をメンバーとして勉強会を開催、検討。
- 公明党国会議員(小児保健法(仮称)検討ワーキングチーム)、小児保健法検討委員会委員、日本医師会役員をメンバーとした医療制度委員会においても同時並行で議論。

成育基本法(仮称)検討の経緯④

小児医療費助成制度等の実態調査

- 平成20年9月
実際の法案作成に向け、具体的な実態を明らかにする必要があり、都道府県・郡市区医師会を対象に地域における小児医療費助成制度、乳幼児健診、予防接種等の実態調査を実施、地域による格差の存在が改めて明らかとなった。

小児医療費助成制度等の実態調査による課題

小児医療費 助成制度

- 助成の対象年齢、所得制限等の都道府県と市区町村における制度の違いの解消

乳幼児健診

- 集団健診における実施年齢区分の是正
- 健診費用の無料化の促進

予防接種

- 予防接種法に基づく定期予防接種の無料化の促進

成育基本法(仮称)検討の経緯⑤

政権交代の影響

- 平成21年8月
衆議院議員選挙による政権交代の影響でロビー活動を断念した。

日本医師会の新たな取り組み ①

- 平成24年8月、日本医師会周産期・乳幼児保健検討委員会にて、会長より「母子保健法の課題とあるべき方向性—小児保健法の可能性を含めて—」を諮問。
- 平成20年1月の小児保健法検討委員会答申に示す「小児保健法(仮称)」の考え方を踏襲しながら、新たに「成育」の概念を導入し、名称を「成育基本法(仮称)」とし検討。
- 平成25年10月、横倉会長に答申として提出。

日本医師会の新たな取り組み ②

- ▶ 法制定に向けて日本医師会がロビー活動を展開
- ▶ 平成27年5月 成育基本法成立に向けた議員連盟設立
(会長:河村建夫衆議院議員、事務局長:羽生田俊参議院議員)
- ▶ 平成28年9月 日本産婦人科医会、日本小児科医会、日本医師会の三者で成育基本法の早期成立に向けた意見広告を新聞に掲載し国民へ周知
- ▶ 平成28年11月 議連役員会が開催され、自見はなこ参議院議員が事務局次長に就任

日本医師会としては、議連の先生方へのロビー活動とマスコミ等を通じて国民へ周知を行い早期法案提出に向け働きかけていく

平成28年9月30日 毎日新聞

「成育基本法」は、日本の未来を産み、育てる法律です。

意見広告

子どもたちと、子育てを支える法的整備の確立を。私たちは「成育基本法」の早期成立を望みます。



成育基本法とは

出生数減少と寿命の伸長により、わが国の2055年の高齢化率は40.6%と予測されており、世界でも数をみない高齢社会を迎えることになります。少子高齢化が経済や社会環境に与える影響は大きく、妊娠・出産や子育ての環境のさらなる悪化も懸念されます。女性が安心して妊娠・出産し、子育てを行い、子どもが地域・社会の中で健やかに成長し、次の世代を生み出す養育者となることが保障される社会を形成することは極めて重要な国家課題です。また、日本は子育て支援への公的支出も先進国の中では極めて低く、OECD(経済協力開発機構)が

発表した実質国内総生産(GDP)比で見ても最低レベルです。子どもたちを守るために、現行の医療保険制度、母子保健法、学級保健安全法、児童福祉法などの関連法を参考とし、保健・医療・福祉を包含した子どもとその養育者のための総合的社会的支援制度を確立すべきです。

日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科医会などが早期の成立を目指す「成育基本法」は、胎児期から産後初期、乳幼児期、学童期、思春期を経て次世代を育成する成人期までにわたる「人のライフサイクル」の過程に生じるさまざまな健康問題を包括的に扱って、適切に対応する法律です。

成育基本法に盛り込むべき事項

憲法が定する「児童福祉の原則」は以下の項目を含むものとする。

1. 次世代を担う児童福祉に関する生命・健康確保の充実
2. 社会・福祉における子育て支援の充実のための児童福祉の確保
3. 児童虐待防止対策の充実
4. 児童虐待防止対策の充実
5. 養育者の育児への参画を支援する制度の充実
6. 国際標準を踏まえ子育て支援の充実
7. 妊娠・出産・子育てへの継続的支援のための拠点整備及び連携

わが国では、妊娠期から子育て期にかけての支援は各種施策で行われていますが、総合かつ継続的にワンストップで受けられる拠点はありませんでした。

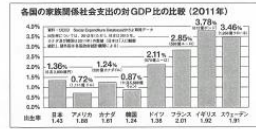
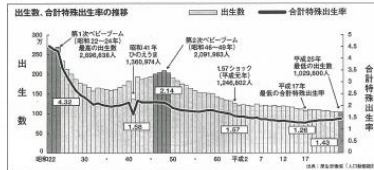
しかし、平成28年度から現状様々な機関が創行している妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を立ち上げ、切れ目のない支援を始めています。フィンランドの「ネウボラ」に似た仕組みですが、平成32年度末までに全国に設置される予定です。

新たな拠点モデルとして

「子育て世代包括支援センター」

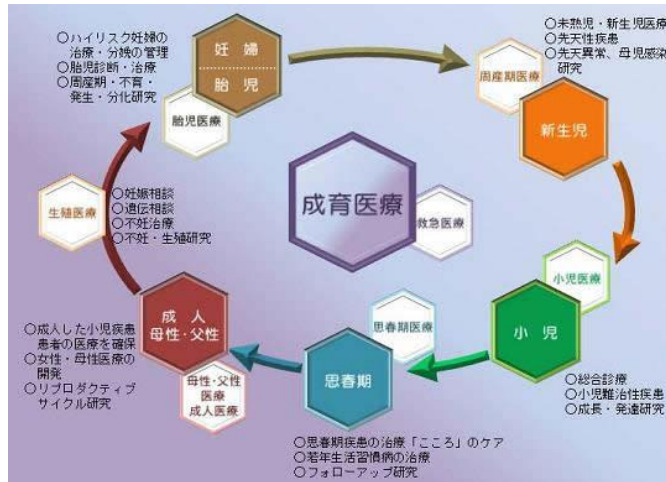
地域ごとの工夫をこらし、地域における子育て世代の「安心感」を醸成する。コーディネーターが、各機関との連携・情報共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行うとともに、全ての妊娠期の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成する。

「ネウボラ(Neuvoila)」とは、フィンランドの言葉で「助産・ケアの場」という意味。公衆の「出生・子育て家族サポートセンター」として子育て支援の中核を担っています。



日本医師会 日本産婦人科医会 日本小児科医会

「成育」の概念



(出典) 独立行政法人国立成育医療研究センター ホームページ
JAPAN MEDICAL ASSOCIATION

成育基本法(案) (抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、我が国の次世代を担う成育過程にある者を尊重し、その心身を健やかに育成していくための、国、地方公共団体及び医療関係者の責務を明らかにし、成育過程にある者の保健、医療、福祉(以下、「成育医療等」という。)を提供するための施策に関する計画の策定について定め、もって国民の健康及び社会福祉の増進に資することを目的とする。

我が国は子どもを「人格を有する権利主体」と認め、かつ、
子育てを「次世代育成のための社会全体の問題」ととらえる意識が希薄

急速な少子高齢化

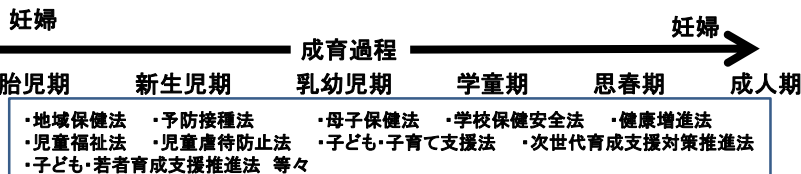
⇒子どもの健全な育成を保障する社会的施策の立ち遅れ
⇒産みにくく育てにくい家庭・職場・社会環境
(妊娠・出産や子育ての環境悪化がすすむ)
・人間関係の希薄化 / 孤独感↑
・低出生体重児10%↑ (先進国では特異現象)
・群れて遊ぶ機会↓
・相対的貧困率15%↑ 等々

地域格差

⇒保健・医療分野にも多大な影響

<<成育基本法(理念法)制定の提案>>

<国の責務、地方公共団体の責務、医師等の責務を明確化>
<関連施策との有機的連携と配慮の基に総合的に推進されることを基本理念とする>
⇒妊娠・出産・子育てが地域社会の中で安心して行われ、次世代を生み出す健康な成人に育つことを保障する
⇒現システムを有機的に連携させ、支援の薄い部分を補う施策の創設



成育過程にある者への保健・医療・福祉に係る支援は縦割りで連続性がなく、有機的連携が取れていない

成育基本法(案) (抜粋)

(基本理念)

第2条 成育医療等を提供することを目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、我が国における急速な少子高齢化の進展や保健医療を取り巻く環境の変化等に即応し、高度化及び多様化する保健、衛生、生活環境等に関する需要に適確に対応することができるように、関連施策との有機的な連携と配慮の基に、総合的に推進されることを基本理念とする。

成育基本法(案) (抜粋)

(定義)

- 第3条 この法律において、「成育過程」とは、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期を経て次世代を育成する成人期までに至る人の成長周期をいう。
- 2 この法律において、「成育医療」とは、成育過程で生じる様々な健康問題等を包括的に捉え、それに適切に対応する医療をいう。

成育基本法(案) (抜粋)

(成育基本計画)

- 第9条 政府は、総合的かつ計画的に成育過程にある者の健康の増進及び福祉の向上を図るため、成育医療等に関する基本的な計画(以下「成育基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、成育基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、成育基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、第11条に定める成育医療等協議会の意見を聴くものとする。

成育基本法(案) (抜粋)

(成育医療等協議会の設置)

第11条 厚生労働省に、成育基本計画に関し、第9条第三項に規定する事項を処理するため、成育医療等協議会(以下「協議会」という。)を置く。

成育基本計画(仮称)に盛り込むべき事項

- 1) 次世代を担う成育過程にある者に対する生命・健康教育の充実
- 2) 社会、職場における子育て・女性のキャリア形成のための支援体制の構築
- 3) 周産期母子健康診査と保健指導の充実
- 4) 周産期医療体制の充実
- 5) 養育者の育児への参画を支援する制度の充実
- 6) 国際標準を満たす予防接種などの疾病発症予防対策体制の構築
- 7) 妊娠・出産・子育てへの継続的支援のための拠点整備及び連携

今後検討を要する課題事項

- 1) 出産育児一時金の充実
- 2) 小児医療費助成制度の充実
- 3) 小児健康手帳の導入
- 4) 子どもの健康相談体制の充実
- 5) 子どもの健康診査体制の充実
- 6) 障害児(者)・発達障害児(者)とその家族への支援
- 7) 慢性疾患を持つ子どもの成人への移行体制の整備
- 8) その他
(子どもの支援を評価する体制の整備、事故の予防に対する研究・施策、長期入院時への配慮、入院環境の整備、保育所などの整備による育児支援、専業主婦への育児支援、貧困家庭・片親家庭への支援等)